

# 琉球大学学術リポジトリ

## 八重山博物館所蔵「紫微鬘駕」画について

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2015-12-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一, Yamazato, Junichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/32865">http://hdl.handle.net/20.500.12000/32865</a>

## 八重山博物館所蔵「紫微鑾駕」画について

山 里 純 一

### On the *Shibiranka* Paintings Housed at the Yaeyama Museum

Junichi YAMAZATO

—

石垣市立八重山博物館には、沖縄本島から八重山石垣島の宮良集落に移住し、画家として活躍した久場島清輝（1866～1920）の作品が所蔵されている。その中に珍しい原絵の下絵がある。

それは獅子のような動物に跨り鎖状の手綱を持った神像である。その神は、上半身裸で素足、背中にマントのようなものを着て首元でその端を縛っている。また孫悟空の頭にはめられた「緊（きん）箍（こ）」と呼ばれる金輪のようなものを頭と腕と足にはめている。左右の耳にはイヤリングもしている。

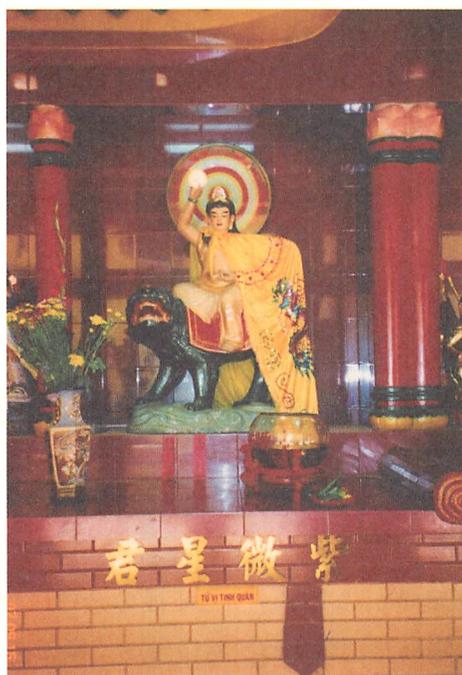
獅子の後ろ足の箇所「紫微鑾駕」の文字、また下段の余白に「微鑾鑾鑾 駕」の習書も見られることから、この下絵は、久場島が認識する「紫微鑾駕」像であることは間違いない。



そもそも紫微鑾駕とは何か。紫微は北極星を神格化した北極紫微大帝という道教の神の略称で、紫微は住まいの紫微宮にちなんでいる。鑾駕は天子の乗り物である。しかし久場島は、鑾駕を動

物に見立て、それに乗った北極紫微大帝を描いたのであろうか。天子の乗り物が動物というのも不思議な話である。

2007年にベトナムに行った時、ホーチミン市にある中華街チョロンの「温陵会館」で、マントを着た紫微星君が動物の背に乗った像を見て、久場島が描いた下絵の構図と類似点があることを思い出した。



紫微星君は紫微大帝と同じで、北極星を神格化した道教の神である。要するに、久場島が描いたのは紫微大帝で、特に鑾駕に乗った紫微大帝を意識して描いたものではないということである。それは馬に乗った関帝像と全く同じ発想でしかない。

久場島は、なぜ紫微大帝という文字を書かず紫微鑾駕と書いたのか。それは紫微鑾駕を一つの言葉として理解していたからに他ならない。

それは何も久場島個人のみでの認識ではない。たとえば竹富島の「建願い」（新築願い）のニガイフチには「紫微鑾駕の神の前」という表現が見え、紫微鑾駕は神の名前である。大浜では中国人の名前と伝えられており、与那国島では「天官紫微来加（鑾駕の誤伝）」を古代中国の有名な棟梁と伝承されている。沖縄本島でも、『浦添市史』などは「紫微鑾駕は水の神であるとされている」と記す。

そうした一般的な認識に立って紫微鑾駕の像を描いたものと思われる。しかし裸でマントを着て、獅子のような動物に乗った姿は、全く彼自身の空想画とは思われない。もしかしたら久場島は、動物にまたがった中国の神仏の写真か絵画を参考にしたのかも知れない。

## 二

佐喜真興英の『シマの話』（郷土研究社、1925年）には、「火事除のマジナイ」として、「紫微鬱（マ）駕」の呪句を挙げ、「此星之名也。若過テ天火地火ニ家作ラバ、此名書而棟木ニ可押

(日取帳ヨリ)」とある。佐喜真は、1919年(大正8)4月から翌年1月までに収集した琉球に関する資料を分類整理して一冊の本に仕立てた『琉球研究』と題する手稿を遺しているが、それによれば、出典は新垣繁「占書」で、そこでは「火事除のマジナイ」の説明はなく、呪句も正確に「紫微鑾駕」と書かれている。新垣繁は「明治三十六年砂糖消費税法改正之議ニ付請願」(『明治公文雑纂建議四卷八五』)に宜野湾間切新城村の平民農として署名が見える人物と同一であろう。「紫微鑾駕」を星の名とするのは彼の「占書」に拠る。しかしここでは星が北極星であり、神格化された紫微大帝とまでは理解されていない。「占書」では、もし過って天火地火に家を作った場合、「紫微鑾駕」を星の名を書いて棟木に押すとある。天火地火とは、「天火日」「地火日」のことで、『永代大雑書万曆大成』には、これらの日は五行の気が互いに克殺する大悪日で、「天火日」に棟上げ屋根葺きすることを忌み、「地火日」に柱を立てるのを忌むとある。したがってもしも間違っこの日に家を建ててしまうと、その家は災難(火災)に見舞われると信じられていたのである。「紫微鑾駕」の呪句を用いたこうしたまじないは琉球王府時代まで遡る。

中国の福州から琉球国に渡来し久米村に定住した蔡氏の一族である具志家に、蔡文薄(前祝嶺親方)が1736年にまとめた『四本堂家礼』と呼ばれる家の規範をまとめたものがある。原本は残っていないが、蔡家以外の各地の士族の家に写本が複数伝えられており、その中に次のような「紫微鑾駕」の記事が見える。

棟上之時、百田紙ニ而米式包右左、塩一包真中ニシテ、棟三所ニ唐苧ニ而さけ、紫微鑾駕之四字大文字ニ而朱紙ニ書之、棟之真中前ニ押、花五水并塩・炭・扇子式本飾候而太工祭申候

すなわち家屋を新築する際、棟上げの日は、紫微鑾駕の四文字を大きく朱紙に墨書して棟木に貼るとある。

したがって、こうした習俗はもともと中国にあり、それが琉球王府時代に久米村に伝わり、やがて沖縄の各地に広がったようである。

『四本堂家礼』によれば紙製の札であるが、沖縄各地で見られる「紫微鑾駕」には板に書かれたものや、棟木に直接書いたものも見られる。また「紫微鑾駕」の四文字ではなく、「天官賜福紫微鑾駕」の八文字を書いたものもある。これは「天官賜福」と「紫微鑾駕」の呪句が合体したものであるが、「天官」とは三官(天官・水官・地官)の一つで「福を賜う」神と考えられていた。窪徳忠氏は、「天官や北極紫微大帝が鑾駕に乗ってやってきて、力を合わせてわが家を守り、栄えさせ、家族を幸福にしてほしいという除災招福の呪語」であるとする。したがって、これを棟木に書いたり、貼ったりするのは、福を賜う天官と鑾駕に乗った紫微大帝の二神によって家が守られ、家族の安寧が図られるという意味が込められていたのであろうか。

久場島は、棟木に「紫微鑾駕」という文字を書く習俗を知っており、紫微鑾駕を神の名前とする巷間の俗説をもとに、何らかの神仏画像を参照して下絵を描いたのであろう。厳密に言えば問題もあるが、当時の人々の認識として紫微鑾駕をこのように視覚的に表現したものは他になく、そういう意味では貴重な絵画資料である。